

# 八王子市就学前教育・保育施設整備事業実施要領

## ■目的

本事業は、保育所及び認定こども園を設置運営する事業者が行う施設整備について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(昭和 35 年八王子市規則第 19 号)及び「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱」に基づき、老朽化が著しい保育所または認定こども園の施設整備に係る費用の一部を補助することで、子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を促進することを目的としています。

## ■本事業への採択について

本事業への採択を希望する場合は、本実施要領及び「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱」を確認のうえ、整備計画を十分に検討してください。

また、設備運営基準など、関係法令の内容についても必ず把握するよう努めてください。

八王子市

子ども家庭部保育幼稚園課

## 1 補助対象

### (1) 対象者及び対象施設

八王子市(以下「市」という。)内で現に以下の施設を運営している法人であること。

施設の種類	設置者
①認可保育所	社会福祉法人
②認定こども園 (地方裁量型認定こども園を除く。)	社会福祉法人、学校法人

※(2)④賃貸物件による保育所等改修による整備事業は、上記設置者に限らず申請が可能です。

※上記の設置者は国庫補助金の対象として定められたものですが、これ以外にも一定の要件を満たせば対象となる場合があります。採択の可否に関わるため、上記以外の設置者で希望される場合、事前に必ず市へ相談してください。

### (2) 対象となる整備事業

- ① 増築、増改築、改築(いずれも原則築41年以上に限る。)または老朽民間児童福祉施設整備
- ② 大規模修繕等
- ③ 防音壁整備(①又は②の整備事業を行う際に整備が必要な場合に限る。)
- ④ 賃貸物件による保育所等改修

なお、新たに保育所または認定こども園事業(分園を含む)を開始することを目的とした整備は補助対象外です。

### (3) 国庫補助金の採択

本補助金は、以下の国庫補助金を活用するものです。

そのため、国へ国庫補助金の協議・申請を行い、採択を受けた事業について補助を行います。

名称	対象事業
就学前教育・保育施設整備交付金	自己所有物件に対する改築、老朽民間児童福祉施設整備、大規模修繕等、防音壁整備
保育対策総合支援事業費補助金 (保育所等改修費等支援事業)	賃貸物件による保育所等改修

## 2 補助事業の実施条件

### (1) 施設整備期間中の保育について

施設整備期間中の保育については、現行の保育運営に支障が生じないように、子どもの安全に最大限配慮した計画としてください。

### (2) 設備基準等の遵守

設計及び整備にあたっては、「八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」(平成 26 年条例第 33 号)、「八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例」(平成 26 年条例第 37 号)をはじめ、関係法令に適合した計画としてください。

また、設備基準等の確認に際しては、「八王子市認可保育所設備・運営基準解説」または「八王子市幼保連携型認定こども園整備・運営指針」を参考にしてください。

### (3) 整備後の定員設定について

整備前後で定員を変更する場合は、在園児の状況や周辺の保育ニーズを確認するため、変更後の各年齢の定員を示したうえで、事前に必ず市へ相談してください。

### (4) 仮設園舎を必要とする場合

仮設園舎を建設または借用する場合は、在園児の保護者や周辺地域への説明を行い、理解を得られるよう十分に計画を整えたうえで、市へ事前に相談してください。なお、仮設園舎についても、保育室や園庭の面積確保、自園調理、乳幼児用トイレの設置など基準条例に定める設備基準に加え、避難経路、採光、防火計画などの建築基準法上の要件を満たす必要があります。

### (5) 施設の移転を予定している場合

施設を移転する場合、在園児やその保護者、周辺の地域への影響が想定されます。仮設園舎と同様、説明を行い、理解を得られるよう十分に計画を整えたうえで、事前に市へ相談してください。周辺の保育需要の変動に応じて受入体制が適切に確保されていることを確認します。なお、特に大きな保育需要の変動が想定される場合、移転の理由や在園児、周辺地域への影響等を確認するため、具体的な理由を記載した計画書をあわせて準備してください。

(6) 保護者や近隣住民、周辺地域に所在する園への対応について

整備計画を円滑に進めるため、在園児保護者・近隣住民・周辺園へ説明を行い、理解を得られるよう努めてください。また、意見・要望・苦情・紛争等が生じた場合に、市では対応しません。事業者の責任において、誠実に対応してください。なお、説明経過や寄せられた意見等について、市から報告を求める場合があります。

(7) その他

上記内容に加えて、「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱」に定める補助条件も必ず遵守してください。

### 3 補助額

「八王子市就学前教育・保育施設整備事業補助金交付要綱」に基づき算定します。

補助額は概要です。対象経費や算定方法の詳細は、必ず同要綱を確認してください。

整備区分	補助額
増築、増改築、改築 または老朽民間児童福祉施設整備	算出式： $① \times 7/8 + ② \times 7/8$ ①：要綱別表第4・第5に定める補助基準額（ただし、対象経費の実支出額等が補助基準額を下回る場合はその額。） ②：①を超えて事業者が支出する対象経費（要綱別表第8・第9に定める補助基準額を上限とする。） ※認定こども園は、①を「保育部分」と「教育部分」に分けたうえで、教育部分は① $\times 3/4$ で計算する（教育部分は②の対象外。）
大規模修繕等	事業者が3者以上の工事請負業者等から徴した見積額のうちの最も低い額 $\times 7/8$
防音壁整備	別表第6に定める補助基準額 $\times 3/4$ （ただし、対象経費の実支出額等が補助基準額を下回る場合は、その額。）
賃貸物件による保育所等改修	算出式： $① \times 7/8 + ② \times 7/8$ ①：別表第7に定める補助基準額（対象経費の実支出額等が補助基準額を下回る場合はその額。） ②：①を超えて事業者が支出する対象経費（別表第10に定める補助基準額を上限とする。）

※「増築、増改築、改築または老朽民間児童福祉施設」及び「賃貸物件による保育所等改修」の②の補助を受ける場合、過去3年度内に東京都福祉サービス第三者評価を受審していることが条件となります。

※内示前に契約締結をした場合、当該金額は補助の対象外となります。これは、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も含まれますので、ご注意ください。

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合、工事にかかる定員に応じた額が補助基準額となります。詳しくは要綱を確認してください。

※対象外となる費用の一例は以下のとおりです。

<対象外となる費用(一例) >

耐震診断費、土地の買収または整地・既存建物の買収に係る費用(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く)、職員宿舎に係る費用、本体工事と一体ではない工事に係る費用(壁掛式・吊下式・床置き式の空調に係る費用、設備などを含む)、外構工事に係る費用、交付対象外となる工事に係る実施設計費や工事事務費(交付対象分とあわせて設計等を行う場合、共通となる経費を案分して算出する)など

#### 4 提出書類及びスケジュール

##### (1) 提出前の事前相談

本補助事業への採択を希望される場合、計画の概要について、必ず事前に市へ相談してください。また、事前相談時には、整備前後の図面や建築年数、老朽度などが分かる書類を準備してください。

##### (2) 提出書類の提出

事前相談後、別表「提出書類一覧」に定める提出書類を、別途指定する期日までに提出してください。

##### (3) スケジュール

別紙「八王子市就学前教育・保育施設整備事業実施スケジュール」をご確認ください。

#### 5 補助事業の決定及び予定件数

(1) 提出された各整備計画について、設備基準や関係法令への適合性、中長期的な視点

や将来の保育ニーズを踏まえた適切な整備計画としているかについて審査します。適当と判断された計画については、施設の経過年数や老朽度、地震による倒壊の危険性、補助の公平性などをもとに定めた別表「個別審査基準」に基づき点数化し、優先順位を決定します。

(2) 優先順位に基づき、本市の予算の範囲内で整備計画を選定します。

※選定された案件をもとに、当該年度の予算案を作成し、仮決定します。選定後も、予算編成の状況等により、仮決定できない場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 選定された整備計画は、八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等認可部会において、国庫補助協議を行う整備計画について審議します。

その後、八王子市議会で予算の議決を受け、かつ、国から補助の内示を得られた時点で初めて事業として採択されます。

## 6 留意事項

(1) 事業選定後の計画変更は、選定における公平性を欠くこととなり、また、国庫補助金等を受けられなくなる恐れがあるため、原則として認められません。計画の実現性等について十分に検討したうえで申請してください。なお、選定後に計画の変更が判明した場合は、選定を取り消す場合があります。

(2) 単年度での施設整備が困難な場合は、複数年度での整備計画も提出可能です。ただし、複数年度とする必要性の理由や着工後の年度ごとの工事出来高割合などもあわせて、事前にご相談ください。

(3) 大規模修繕等を実施する際に築年数が40年以上経過している場合は、躯体の安全性について検討する必要があります。必要な予防的保全のためにも、老朽度調査を積極的に受けるよう努めてください。また、調査の結果、緊急性等が判明した場合は、修繕にとどまらず、改築等について検討してください。

(4) 保育所や認定こども園には、運営費として人件費・管理費・事業費などが給付されています。通常、施設運営に必要な建物・設備の補修費などは運営費に含まれるため、そ

の範囲で適切に管理・運営を行っていただく必要があります。

本事業はこのような通常の運営費では賄えない改築や大規模修繕など、一般的な修繕の範囲を超える整備を対象としています。日常的な整備や修繕等については、計画的に実施していただくとともに、改築等の大規模な整備については事前に十分な検討を行った上で、提出してください。

- (5) 過去に補助を受けて整備した既存園舎を「財産処分制限期間」(下表)経過前に処分する場合は、別途財産処分承認申請が必要です。承認を得ずに既存園舎を処分することはできませんので、過去に受けた補助金等をご確認のうえ、必ず事前に相談してください。

No.	建物の構造	処分制限期間
1	木造のもの	22年
2	金属造のもの	
	(1) 骨格材の厚さが3mm以下のもの	19年
	(2) 骨格材の厚さが3mmを超え4mm以下のもの	27年
	(3) 骨格材の厚さが4mmを超えるもの	34年
3	れんが造、石造又はブロック造のもの	38年
4	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	47年

- (6) 補助事業を行うために締結する契約について「施設整備費補助に係る教育・保育施設等工事請負等契約手続基準」に従い、一般競争入札など市が行う契約手続に準拠していただく必要があります。詳しくは「教育・保育施設等施設整備の手引き(契約手続ガイドライン)」を参照してください。

- (7) 建設市況の変動により、全国的な人材・資材不足が懸念されるため、工期に遅れが生じないように、資材の供給状況に応じた合理的な設計や調達先の確保に努めてください。不調となった場合、工期や開園の遅れ、国庫補助の再協議・取下げ、他施設の整備計画への影響が発生することから、採択を取り消す可能性があります。設計段階から市況を踏まえ、資材・人件費の高騰リスクを考慮した合理的な設計・資金計画を行ってください。

- (8) 対象となる施設整備計画について、1(3)で規定している国庫補助金以外の国庫補助

金又は民間補助金の申請と重複している場合、本補助金は対象外となります。

- (9) 建設用地が借地である場合(工事の資材搬入など、工事期間のみ貸借が必要な場合を含みます。)、契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であることや、周辺地域等から理解を得られている必要があります。

※新たに用地を賃借して保育所等を整備する場合、内示前に土地の賃貸借契約を締結した場合は、補助金の一部が対象外となる場合がありますので、事前に市へ相談してください。

- (10) 非常用自家発電設備及び給水設備(以下「非常用設備等」という。)を整備する場合、地震による停電時等に有効に機能することを前提に補助金を交付しますので、地震時に転倒することがないように耐震性等を確保してください。また、当該非常用設備等の耐震性等の確保の必要性及び耐震性等が確保されていることが分かる資料を提出してください。

- (11) 整備する施設に根抵当権が設定されている場合、補助金の交付対象外です。

- (12) 計画の採択基準を定める別表「個別審査基準」は、国の定める採択方針の変更や保育ニーズの変化等を踏まえて、変更する場合があります。ただし、既に応募を開始している場合、従前より公開された基準で審査を行います。

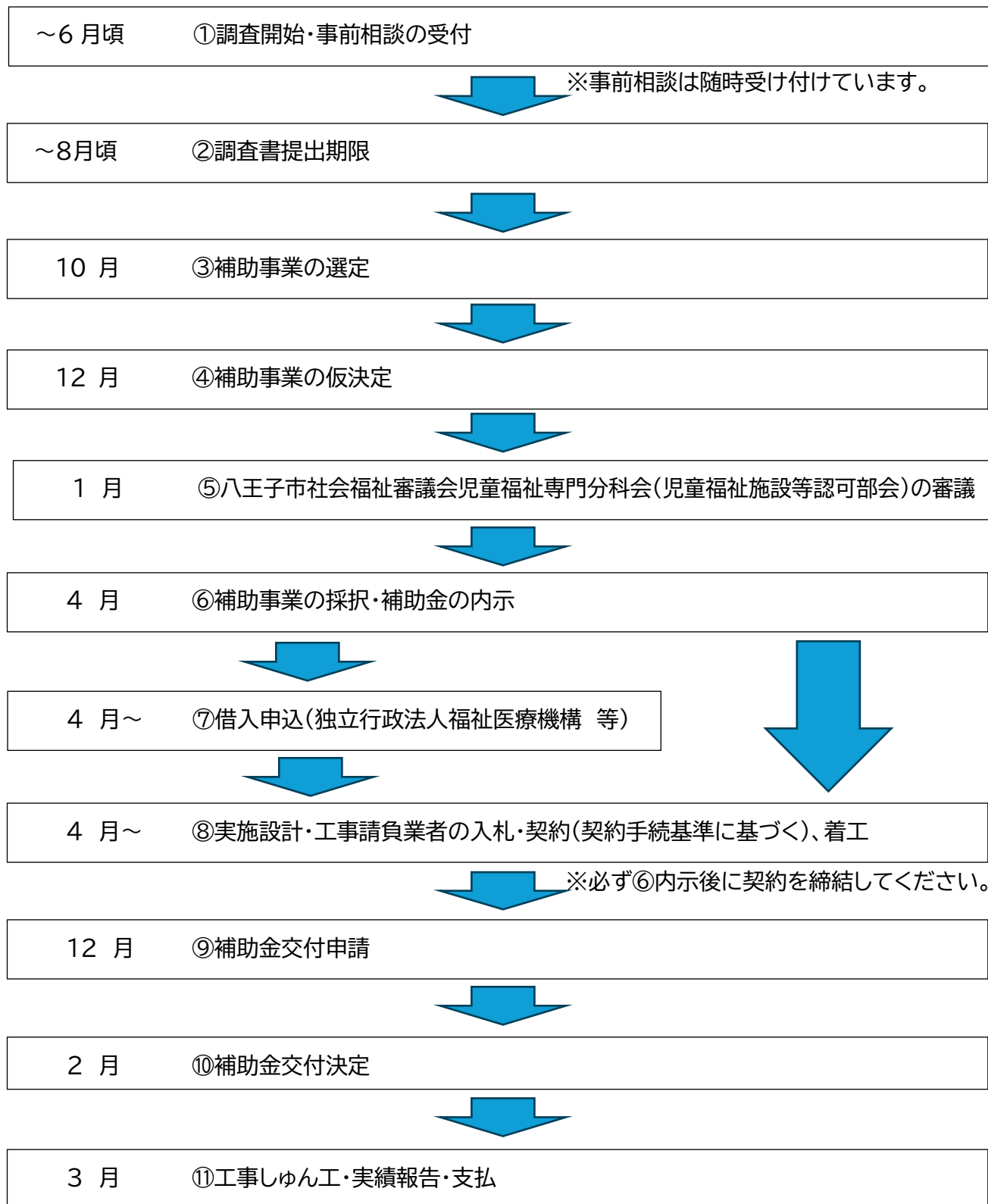
- (13) 市の判断により、整備の緊急性または重要性を鑑みて、本件募集及び審査によらず整備事業を採択することがありますので、予めご了承ください。

- (14) 事業計画が採択されなかった場合や、国の制度変更等により、計画を変更せざるを得ない場合でも、その費用は事業者負担となり、市はその費用の補償は行いませんので、あらかじめご承知おきください。

## 八王子市就学前教育・保育施設整備事業実施スケジュール

以下のスケジュールは例年の予定(単年度の場合)を示したものです。

国のスケジュールその他事情で変更となる可能性があります。



※工事が複数年度にまたがる場合、年度ごとの出来高に応じて補助金を交付します。2年度以降の流れは⑥以降と同じです。